主　　文

被告人は無罪。

理　　由

第１　本件公訴事実は以下のとおりである。

被告人は、奈良県大和高田市ａ町ｂ番ｃ号に本店を置き、生コンクリートの製造販売、建築材料の販売、土木及び建築工事の請負等を目的とする株式会社Ａ（以下「Ａ」という。）の取締役兼営業部長として、同社のため忠実にその職務を行うべき任務を有していたものであるが、同社が株式会社Ｂ（以下「Ｂ」という。）から建築資材を仕入れる架空取引を作出し、Ａにその代金名目での支払いをさせた上、その代金からＢの手数料を控除した金額をＢと、被告人が実質的に経営していた有限会社Ｃ（以下「Ｃ」という。）との間の架空取引によって同社に取得させようと考え、自己及び同社の利益を図る目的で、その任務に背き、

（令和４年１１月１日付け公訴事実（以下「第１事実」という。））

令和元年９月１９日頃、被告人からの依頼を受けた情を知らないＢ営業部長兼ｄ営業所所長Ｄ及びその指示を受けた同社従業員をして、Ａに対して架空の建築資材納入等代金１４６万０１６０円を含む合計５０３万５７２７円を請求させるとともに、被告人がこれを適切なものと査定し、同年１０月２１日、同社代表取締役社長Ｅをして、額面５００万円及び額面２万１２２０円の約束手形をＢに交付させ、もってＡに１４６万０１６０円の財産上の損害を加え、

（令和４年１２月２８日付け公訴事実（以下「第２事実」という。））

平成３１年３月２０日頃、被告人からの依頼を受けた情を知らないＤ及びその指示を受けたＢの従業員をして、Ａに対して架空の建築資材納入等代金２０６万７６６０円を含む合計５８７万４０７６円を請求させるとともに、被告人がこれを適切なものと査定し、同年４月２２日、Ｅをして、額面５００万円及び額面８５万７２４７円の約束手形をＢに交付させ、もってＡに２０６万７６

６０円の財産上の損害を加え、

（令和５年３月１４日付け公訴事実第１（以下「第３事実」という。））

令和元年１２月１９日頃、被告人からの依頼を受けた情を知らないD及びその指示を受けたBの従業員をして、Aに対して架空の建築資材納入等代金４７７万６２５５円を含む合計５５７万０４５５円を請求させるとともに、被告人がこれを適切なものと査定し、令和２年１月２０日、Eをして、額面５００万円及び額面５５万４７４４円の約束手形をBに交付させ、もってAに４７７万６２５５円の財産上の損害を加え、

（令和５年３月１４日付け公訴事実第２（以下「第４事実」という。））

令和２年１０月１９日頃、被告人からの依頼を受けた情を知らないD及びその指示を受けたBの従業員をして、Aに対して架空の建築資材納入等代金１６３万１５２０円を含む合計２３０万５６００円を請求させるとともに、被告人がこれを適切なものと査定し、同年１１月２０日、Eをして、額面２２９万８７９３円の約束手形をBに交付させ、もってAに１６３万１５２０円の財産上の損害を加え

たものである。

第２　争点

本件は、いずれも会社法９６０条１項３号違反（特別背任）が問われているものである。ここにいう「財産」とは全体財産を指し、被害者の財産状態全体に対して侵害が加えられ損害が生じた場合に成立する犯罪であると解されるところ、財産全体について減少が生じることが必要であり、一方において損害が生じても、他方においてこれに対応した反対給付があったときには、財産全体としては減少がないから、財産上の損害は否定される。

弁護人は、B及びCの架空請求によってCが得た金員は、Cが株式会社F（以下「F」という。）を介して、Aに請求し得る請負代金の一部を受け取った、いわゆる迂回請求にすぎず、Aに何らの財産的損害も与えていないと主張

する。

すなわち、本件の争点は、Ａの財産上の損害の有無及び財産上の損害を与えた場合における被告人の故意である。

第３　争点に対する判断

１　前提事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1)　Ａは、生コンクリートの製造販売、建築材料の販売、土木及び建築工事の請負等を営む株式会社であり、被告人は同社の従業員として稼働し、平成２６年６月に取締役に就任した。Ａは、株式会社Ｇ、株式会社Ｈ、Ｉ株式会社、Ｊ株式会社などの元請け会社から下請け工事を受注していた。

被告人は、平成２５年６月、Ｆを設立したが、同社が一般建設業の許可要件を満たしていなかったため、平成２６年８月、一般建設業の許可要件を満たすことができるＣの株式の６０パーセントを取得し、同社の実質的経営権を取得した。

被告人は、Ａが受注した土木工事につき、Ｆに下請工事を発注し、更にＦからＣに発注して、Ｃに実際に工事を行わせるようにした。

また、Ｂは、建築用及び土木用金属製品等の製造、加工、販売等を営む会社であり、Ａと取引関係があった。

Ｄは、Ｂの営業部長兼ｄ営業所所長であり、Ａとの取引を担当し、被告人とやり取りをしていた。

(2)　平成二五、六年頃、Ｄは、販売実績を増やしたいと考え、その旨を被告人に相談したところ、被告人から、請求書をファックスで送るから、それをＡに同じ項目で請求したらよいと言われ、Ｆから請求書が来て、これに３パーセントくらいを乗せた額をＡに請求し、Ａからその額が支払われて、ＢからＦに請求額を支払った。

このような仕組みは、伝票回しと言って、ＡとＢの取引でＡが支払う部分

をＸを経由してＢに支払いをするもので、この業界では珍しいものではない。

そのような仕組みでの請求が平成２６年頃から令和２年まで行われ、その間に、ＦからＣに請求者が変更になった。

本件各公訴事実に係る請求は、別紙記載のとおりであり、別紙の納入先欄に記載されている工事について、Ａは受注していなかった（証人Ｋ、同Ｌ、同Ｍ及び同Ｎの公判供述から認められ、その信用性については弁護人も争っていない。）。

(3)　被告人は、Ｂから別紙記載のとおりの架空請求を受けると、Ａの取締役として、自ら、その各請求が適切なものであると査定し、Ａの代表取締役社長Ｅは架空請求分を含むＢの請求額に対応した約束手形を振り出した。

２　全体財産の減少について

(1)ア　本件各公訴事実にかかる架空請求（以下「本件架空請求」という。）は、工事の実態のないものであるから、当該工事における請負代金債権がＣに発生していることはない。その意味においては、手形振出しに対応した直接の反対給付は観念できない。

イ　これに対し、弁護人は、前記のとおり迂回請求であって、全体財産の減少はない旨を主張する。

この点、検察官は、迂回請求がなされていたとしても、Ｂにおいて架空請求を行い、これに対応する手形債務を負担させた時点で、財産上の損害が生じており、ＣないしＦからＡに対する請負代金債権を減額する措置がなされて損失の補填をしたとしても、それは背任罪が成立した後の事情にすぎない旨を主張する。

しかし、本件のように、ＡとＢ、ＡとＣないしはＦの関係においては、継続的な経済的取引がなされているのであって、個別の債権債務関係に拘泥することなく、総合的・長期的な視野で判断すべきである。そして、被告人が、ＣからＢに架空請求を行った段階で、被告人においては、Ｃない

しはＦからＡへの請負代金債権の減額を予定しているものであり、その実行時期に多少の時差が生じたとしても、これをもって反対給付の関係が成り立たないとはいえないし、本件各公訴事実も、「情を知らないＤ・・・をして」とあるように、Ｄ自体は迂回請求であると知っていたのであるから、「情を知らない」というのは、迂回請求の意味ではなく、ＡとＣ間に反対給付の関係がない全くの架空請求であることを知らないことを意味するものと解されるから、本件各公訴事実からみても、迂回請求自体で背任罪が成立するものとは扱っていないと思われる。

そこで、迂回請求の存否及び全体財産の減少についてさらに検討する。

(2)　Ａの決算との関係

ア　被告人及び弁護人は、ＢからＡへの架空請求は、自分がみたところ全部で２９回（その内訳は、平成２７年度（平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日を指す。以下同様。）３回（１２０７万８３５０円）、平成２８年度９回（４９９５万６３４０円）、平成２９年度２回（６３０万７７５０円）、平成３０年度６回（１６９４万７０００円）、平成３１年度７回（２２６９万６６７０円）、令和２年度２回（５０８万５４００円））あった（弁１１の１ないし２８、甲４１）旨を主張し、その総額は１億１３０７万１５１０円であると主張している（弁１４）（ただし、平成３１年３月１９日締切分のみ消費税が加算された額となっており、消費税抜きの額は１９１万４５００円であり、総額も、１億１２９１万８３５０円となる。）。これに反する証拠はなく、検察官も特段争っていないから、この事実を前提に検討する。

イ　Ａの決算書（弁２ないし９）によれば、Ａの平成２６年度（平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日を指す。以下同様。）から令和３年度までの間で、架空請求が行われていた工事部門を表す「完成工事高」における粗利益率は、平成２６年度は約９パーセントであるが、平成２７年度

から平成３１年度までは約６～７パーセント、令和２年度は不明で、令和３年度は約２パーセントであったことが認められる。

ウ　そこで、前記アの架空請求分を完成工事原価から控除して計算すると、平成２７年度の粗利益率は約１０パーセント、平成２８年度は約２８パーセント、平成２９年度は約７パーセント、平成３０年度は約１２パーセント、平成３１年度は約１５パーセントに増加した（弁１５）。迂回請求がなかった平成２６年度の粗利益率が約９パーセントであり、令和３年度が約２パーセントであったことからすれば、平成２８年度の約２８パーセント、平成３０年度の約１２パーセントや平成３１年度の約１５パーセントの粗利益率は異常ともいえるものである。被告人自身も、粗利益が一般的には３パーセントから、五、六パーセントとなるように元請けであるゼネコンも想定していると供述しており、これに反する証拠はない。

(3)　Ｃの利益

ア　Ａは、工事を完成させる人員が同社におらず、そのすべてをＦ及びＣが請け負っており、Ｆは実際にはペーパーカンパニーであるので、ＣがＡが発注した全ての工事を引き受けていたところ、Ｃが架空請求により利得しているかを検討する。

イ　Ｃの決算書（弁１６の１の１、弁１６の２ないし６）によれば、同社の平成２７年度（平成２７年３月１日から平成２８年２月末日まで。以下同様。）から令和２年度までの売上総利益（売上高から売上原価を減じたもの）は、平成２７年度は約３０３８万円で利益率が７３パーセント、平成２８年度は約５９０万円で利益率は約１０パーセント、平成２９年度は約９５９万円で利益率は約９パーセント、平成３０年度は約１８３万円で利益率は約１パーセント、平成３１年度は約１３４２万円で利益率は約１０パーセント、令和２年度は約７０２万円で利益率は約５パーセントであった（弁１７）。営業利益（売上総利益から販売費一般管理費を減じたもの）

は、平成２７年度は約１２４万円の黒字であったが、平成２８年度は約９５万円の赤字、平成２９年度は約１８５万円の黒字、平成３０年度は約６５１万円の赤字、平成３１年度は約３５３万円の黒字、令和２年度は約１７１万円の赤字となっていた（弁１７）。

ウ　これに架空請求額を控除すると、弁第１８号証によると、売上総利益は、平成２７年度で約１８３０万円、平成２８年度で約－４４０５万円、平成２９年度で約３２８万円、平成３０年度で約－１５１０万円、平成３１年度で約－９２７万円、令和２年度で約１９３万円となるという。

弁第１８号証は、ＢからＡに対する請求額で計算しており、実際にはＦ又はＣからＢに請求された額にＢの手数料（約３パーセント）を上乗せしてＡに請求しているから、その約３パーセントを控除する必要があるが、その額は、平成２７年度で３６万円弱、平成２８年度で１４６万円弱、平成２９年度で１９万円弱、平成３０年度で５０万円弱、平成３１年度で６７万円弱、令和２年度で１５万円弱にすぎず、平成２８年度、平成３０年度及び平成３１年度でいずれも赤字となることには変わりはなく、Ｃの財務状態に有意な変化が生じるものではない。また、決算時期や、ＢからＡへの請求の時期とその請求にかかるＢからＣへの支払時期のずれなどの関係で、各会計年度の架空請求の総額は、Ｃに関して齟齬するものと解せられるが、全体としての総額は変わらず、架空請求に係る収入がなければ、Ｃにおいて大幅な赤字になるという傾向に変わりはない。

(4)　以上の検討によれば、ＡとＣとの関係においては、架空請求分がＣに還流されても、Ａは相応の利益率を上げることができている反面、Ｃはこの還流がなければ赤字に転落する年度もあり、Ｃの売上げは、もともと還流が予定されていたものとみるべきである。すなわち、ＢからＡへの架空請求は、その実質においては、Ｂが手数料を差し引いた金額をＦまたはＣに支払うことにより、ＡとＣとの正当な対価関係を保つ機能を有していたというべきであ

り、ＦやＣがＡに対して有する工事請負代金について、Ｂを経由して請求していた迂回請求とみるべきである。

確かに、ＣまたはＦがＡとの間で、請負工事をいくらの金額で請け負ったか定かではなく、また、どの架空請求がどの工事請負代金債権と相殺の対象になったのか明確ではないが、全体からみれば、迂回請求と考えて反対給付の債権を観念しなければ辻褄が合わないというべきである。

３　以上によれば、ＢからＡへの架空請求は全体として迂回請求であるというべきであるが、本件架空請求について別異に取り扱う必要があるかどうかを検討する。

⑴　本件架空請求は、Ａの会計年度からみて、平成３１年度及び令和２年度にかけて行われたものであるが、平成３１年度の利益率は約７パーセントと他の年度と差異はなく、本件架空請求について別異に取り扱う必要は、認められない。

⑵　なお、本件架空請求は、Ａが受注していない工事に関するもので全くの架空請求であり、Ａが受注していないから、ＣのＡに対する請負代金債権も観念し得ないと考える向きもあろうが、ＣがＡに対して有する残存債権額から、本件架空請求分を減額して、本件架空請求分で埋め合わせすることもあり得るのであるから、Ａの受注していない工事であることにより結論を左右しない。

⑶　被告人の主観面からの検討

ＢがＡに対して架空請求を行うようになった経緯は、前記のとおりであり、被告人が主導したものではなく、本件架空請求のみ、Ｃや被告人自身の利益を図ったものと考える兆候は認められない。

⑷　以上によれば、本件架空請求は、実質上ＣないしＦからＡに対する請負代金債権を減額させる意味合いを持つもので、迂回請求と観念できるからＡの全体財産に実質的に損害が生じていない。

４　Ｂの利益分について

(1)　迂回請求に係る金額は、ＣからＢに請求された金額であり、ＢがＡに請求する際に付した手数料に関してはなおＡに損害をもたらしたのではないか問題となる。

すなわち、ＣからＢに対する請求とＢからＡに対する請求の差額分について，Ａに損害を与えたかどうかである。

(2)　具体的な差額は、第１事実では、税抜きで４万３０００円（1,352,000-1,309,000）、税込みで４万６４４０円(43,000x1.08)、第２事実では、税抜きで５万９５００円(1,914,500-1,855,000)、税込みで６万４２６０円(59,500x1.08)、第３事実では、税抜きで１３万４５５０円(4,342,050-4,207,500)、税込みで１４万８００５円(134,550x1.1)、第４事実では、税抜きで４万３２００円(1,483,200-1440,000)、税込みで４万７５２０円(43,200x1.1)である。

(3)　ところで、継続的取引関係のある間柄では、前記のとおり、総合的・長期的な視野で判断すべきである。

Ｄは、手数料に関して、正規に納入した商品について見直して値引きすることにより帳尻を合わせていた旨を供述し、これに反する証拠はないから、手数料という形で一旦Ａが被った損失は、正規商品の値引きの形でその損失が埋められたものと認められるから、手数料についても、Ａに財産上の損害を与えたものとはいえない。

第４　よって、本件各公訴事実については、犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法３３６条により、被告人に対し無罪の言渡しをする。

（求刑　懲役３年６月）

令和８年１０月５日

奈良地方裁判所葛城支部

裁　判　官　　澤　田　正　彦